

令和7年第5回総会

山武市農業委員会会議録

令和7年5月7日 開会

令和7年5月7日 閉会

令和7年第5回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年5月7日（水）午後3時30分
場 所 山武市役所 第6会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 良 知
議 事 議案
（1）農地法第3条の規定による許可申請について
（2）公売農地の買受適格証明願について
（3）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
（4）農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請につい
て
（5）農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
（6）農業経営改善計画認定申請に関する意見について
（7）山武市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指
針」（案）について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名人の指名について
- 日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 公売農地の買受適格証明願について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
- 日程第9 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- 日程第10 議案第7号 山武市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について

令和7年5月7日 山武市農業委員会 会長 今 関 良 知

◎開会

- 議長** これから令和7年第5回山武市農業委員会総会の会議を始めます。
- ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。
- 欠席委員は、議席番号7番齊藤委員です。
- お諮りいたします。
- 日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 議長** 御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。
- 議事録署名人は、議席番号5番上山委員及び議席番号6番古川委員を指名いたします。

◎報告

議長 日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。
通知の概要を事務局が報告いたします。

(事務局報告)

議長 報告事項が終わりました。

◎議案第1号

議長 議案の審議に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。

申請番号ごとに審議をいたします。それぞれの案件について調査を実施しておりますので、担当委員から調査結果の報告を求めます。

申請番号1の報告を布施推進委員に求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。
1号議案の1番について説明させていただきます。
売買による所有権移転です。譲渡人は高齢で管理できないため、譲受人にお願いされましての申請となります。
先日、現地も確認してまいりましたが、きれいになつてないので何ら問題がないと思います。どうぞよろしくお願ひします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号 11 番小山です。

ただいま布施推進委員が説明したとおり、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号1を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号2の報告を布施委員に求めます。

布施推進委員

続きまして、2番について説明させていただきます。

売買による所有権移転です。譲渡人、譲受人双方、昨年10月に申請がありましたが、今回は道路を挟んで反対側の畑の申請になります。同業者で昔から知り合いということで、この畑でサツマイモを栽培する計画だそうです。

先日、現地も確認してまいりましたが、きれいに耕されていましたので何ら問題はないと思います。どうぞよろしくお願いします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 11 番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号 11 番小山です。

ただいま布施推進委員が説明したとおりでございまして、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひいたします。

いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号2を許可することに御異議のない方の举手を求めます。

(举手全員)

議長

举手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号3の報告を布施委員に求めます。

布施推進委員

続きまして、3番について説明させていただきます。

売買による所有権移転です。譲渡人は、親から相続したものの農家ではないため、譲受人が道路を挟んで反対側の畑で耕作していました、話し合いにより、双方合意により申請になりました。

先日、現地を確認してまいりましたが、きれいにしてありましたので問題はないと思います。この畑でユーカリを栽培する計画だそうです。どうぞよろしくお願ひします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号11番小山です。

ただいま布施推進委員が説明したとおりでございまして、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

続きまして、申請番号4の報告を櫻田推進委員に求めます。

櫻田推進委員

地区担当推進委員の櫻田です。

申請番号4について説明いたします。

この案件は、売買による所有権移転となります。譲渡人は遠方に住んでおり、しかも高齢で、こちらに戻ってくる予定がございません。よって、近所に住む譲受人に、10年ほど前から畠の一部を借りていただき、譲受人は、そこでニラを栽培しています。

今回はさらに、そのほかに隣接する僅かの土地も併せて、譲受人に購入していただきたいということで、双方が合意に達しまして、先日、譲受人と現場を細かく確認をいたしました。

譲受人は、ニラを生産している農家でありまして、経営規模を倍増したいという意向があります。収入も倍増したいということでしたので、地元としては何ら問題はございません。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号11番小山です。

ただいま櫻田推進委員が説明したとおりでございまして、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号4を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

続きまして、申請番号5の報告を今宮推進委員に求めます。

今宮推進委員

地区担当推進委員の今宮です。

申請番号5について御説明いたします。

こちらの案件は売買による所有権の移転でございます。譲渡人は遠方に住んでおり、耕作できないため、譲受人は自宅前の畠で自家用の野菜作りをしたいとのことです。

現地は多少草が伸びておましたが、きれいにして、ジャガイモ、落花生などを作付していく予定とのことです。地元としても特に問題ないかと思われます。御審議のほどよろしくお願いします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号11番小山です。

ただいま今宮推進委員が説明したとおりでございます。何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 5 を許可することに御異議のない方の举手を求めます。

(举手全員)

議長 举手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
続きまして、申請番号 6 の報告を今宮推進委員に求めます。

今宮推進委員 地区担当推進委員の今宮です。
申請番号 6 について説明いたします。
譲受人は親戚関係にあり、譲渡人が高齢等の理由により管理ができないということで、贈与という形で今回取得したいとのことでした。
現地はきれいに管理されておりまして、近隣農家の方から農機具の借用及び指導を受けるということで話がついておりますので、農地として維持してもらえるのであれば、地元としても問題はございません。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号 11 番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号 11 番小山です。
ただいま今宮推進委員が説明したとおりでございまして、何ら問題はございません。
権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号 6 を許可することに御異議のない方の举手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 7 の報告を伊藤推進委員に説明を求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

申請番号 7 について説明いたします。

この案件につきましては、賃貸借権の設定です。

譲受人は、譲渡人である義理の父が高齢になってきたということで、経営移譲を行いたいということです。住所地は遠方の市町村になっておりますが、こちらに来て、譲渡人と共に水田を耕作しておりますので、何ら問題ないかと考えております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 11 番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号 11 番小山です。

ただいま伊藤推進委員が説明したとおりでございまして、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 7 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

続きまして、申請番号 8 の報告を佐瀬推進委員に説明を求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

番号8について説明します。

これは売買による所有権移転です。譲受人は、数年前に親元就農し、現在は稻作と露地野菜を中心に規模を拡大し、頑張っております。譲渡人は高齢であり、規模を縮小したいとのことで、売買の話がまとまったようです。何も問題はないかと思います。

説明は以上です。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号4番小川委員に求めます。

小川委員

4番小川です。

ただいま佐瀬推進委員さんが説明したとおりでございます。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号8を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号9の報告を高橋推進委員に説明を求めます。

高橋推進委員

地区担当推進委員の高橋です。

申請番号9について説明いたします。

この案件は売買による所有権移転です。譲渡人は高齢であり、体力的に耕作できないため、譲受人は経営規模を拡大、また、耕作地に近いため、今回の申請に至りました。

現地を確認しに行きました、きれいに管理されており、譲

受人にも会いまして、コンニャクを作付していく予定とのことでした。地元としても特に問題はございません。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号 16 番林委員に求めます。

林委員 議席番号 16 番の林です。
ただいま高橋推進委員の御説明のとおりでございまして、問題ないと思っております。
権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。どうかよろしくお願ひします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号 9 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号 10 の報告を高橋推進委員に求めます。

高橋推進委員 地区担当の高橋です。
申請番号 10 番について説明いたします。
この案件も売買による所有権の移転です。譲渡人は相続によって取得した土地ですが、維持管理が困難ということで手放したいということでした。
譲受人は新規に農業を始めて、サツマイモや、果樹を栽培したいとのことで今回の申請に至りました。
現地を確認しに行きましたが、少し雑草が生えており、申請者に電話で、管理のほどよろしくお願ひいたしますと言つてまいりました。地元としても問題はないと思いますので、

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 16 番林委員に求めます。

林委員 議席番号 16 番の林です。

ただいま高橋推進委員の御説明のとおりでございまして、現地にはハウス 1 棟が建っておりまして、新規就農をするにはちょうどいいかなと思っております。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長 補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 10 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

続きまして、申請番号 11 及び 12 は関連する案件でござります。

お諮りいたします。

申請番号 11 及び 12 を一括して審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。申請番号 11 及び 12 は一括審議いたします。

申請番号 11 及び 12 の報告を小川推進委員に求めます。

小川推進委員 地区担当の小川です。

番号 11 の案件の説明をさせていただきます。

譲渡人は高齢であり、農地を縮小したいと。譲受人は規模拡大のため、また、自分の土地にすぐ隣接するためとのことです。

番号 12 も同じく売買による所有権移転です。やはり譲渡人は高齢であり、農地を縮小したい、譲受人は自分の所有する土地に近いため、規模拡大をしたいとのことです。地元としては何ら問題はありません。

両方とも土地のほうは現地確認をしました。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 5 番上山委員に求めます。

上山委員 議席番号 5 番の上山です。

ただいまの小川推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認等行いまして、問題ないと見てまいりました。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 11 及び 12 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

◎議案第 2 号

議長 日程第 5、議案第 2 号、公売農地の買受適格証明願についてを議題とします。

申請番号 1 の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。
本件の報告を今宮推進委員に求めます。

今宮推進委員

地区担当推進委員の今宮です。
こちらの案件につきましては、先日、現地の確認と、願出者やその関係者への聞き取りを行いました。
願出者は、市外在住の方で、奥さんとともに自家消費用の野菜を小規模でありますが、つくっているとのことです。

落札後の計画といたしましては、ハウス4棟を設置し、スイカやメロンなどを栽培していく予定とのことです。

また、栽培に当たり、経験がないため、中国でスイカやメロンの栽培経験のある農業法人の代表の方から指導を受けながら農作業に当たるとのことです。

現地につきましては、2メートルほどの草が伸びており、9反歩と大きいですが、耕作できる状態に回復するため、取得後すぐに草刈りに取りかかるとのことでした。

こちらの土地は、昔から耕作されておらず、不法投棄、苦情が多い土地でしたので、地元としてはきれいになり、しっかりと農地として使ってもらえるのであれば問題ありません。

御審議のほどよろしくお願いします。

議長

推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号11番、小山委員に求めます。

小山委員

議席番号11番、小山です。
ただいま今宮推進委員の御説明のとおりでございまして、現地確認してまいりましたが、以前、確認したときと同じ状態で、草が生い茂っておりました。

お話をとおり、草刈りを行ってきれいにしていただけけるということでございまして、問題はないと思います。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。本件は買受適格証明書を交付するものとし、売却決定通知書が添付された農地法第3条の許可申請があつた場合には許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。よって、本件は買受適格証明書を交付するといたします。また、売却決定通知書が添付された農地法第3条の許可申請があつた場合には、許可することに決定いたしました。

◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の報告を佐瀬推進委員に求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

議案第3号、申請番号1について説明します。

これは太陽光発電施設用地への恒久転用です。

現地は第2種農地で、道路と谷津田に囲まれたところで、周辺農地は大分前から耕作放棄地となつており、排水や日照被害などの影響はないようです。

説明は以上です。

議長

状況の報告が終わりました。
現地調査の報告を高野委員に求めます。

高野委員

議席番号3番、高野です。
先日、現地の確認をしてきました。
議案第3号、申請番号1についてですが、内容は先ほど佐瀬推進委員が説明したとおりです。
本件は、第2種農地への太陽光発電の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。したがって、許可相当と思われますので、よろしくお願ひいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号1を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。
申請番号2の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。
状況の報告を鈴木推進委員に求めます。

鈴木推進委員

地区担当委員の鈴木でございます。
議案第3号、申請番号2について説明をさせていただきます。
こちらは先ほども説明がありましたけれども、第3種農地への宅地分譲造成を目的とした申請でございます。
先日、現地を確認してきました。この場所は都市計画にお

いて第1種住居地域に指定されており、周辺には住宅が建ち並んでいる状況で、分譲地として最適であることから、譲受人が今回の事業を計画し、高齢となり土地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話がまとまり、今回の申請に至ったそうです。

近隣農地所有者の同意も得られており、地元としても特に問題ないかと思われます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

状況の報告が終わりました。

現地調査の報告を佐瀬委員に求めます。

佐瀬委員

議席番号2番、佐瀬です。

先日、現地を確認してきました。議案第3号、申請番号2についてでございますが、内容は鈴木委員が説明したとおりでございます。

本件は、第3種農地への宅地分譲地造成であり、信用、資力、周辺農地への影響等について問題ないと思われます。したがって、許可相当と思われます。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号2を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の举手を求めます。

(举手全員)

議長

举手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号3及び4は同一事業でございます。

お諮りいたします。申請番号3及び4は、一括して審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

申請番号3及び4は一括して審議いたします。

事務局に概要の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の報告を鈴木推進委員に求めます。

鈴木推進委員

地区担当推進委員の鈴木でございます。

議案第3号、申請番号3及び4について説明をいたします。

こちらは第3種農地への建売住宅2棟の建築を目的とした申請でございます。

先日、現地を確認してきました。この場所は都市計画において第1種住居地域に指定されており、徒歩圏内に商業施設も多く、さんむ医療センターにも近いなど、分譲地として最適であることから、譲受人が今回の事業を計画し、高齢となり土地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話がまとまり、今回の申請に至ったそうです。近隣農地所有者の同意も得られており、地元としても特に問題ないかと思われます。

議審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

状況の報告が終わりました。

現地調査の報告を佐瀬委員に求めます。

佐瀬委員

議席番号2番、佐瀬です。

先日、現地を確認してきました。議案第3号、申請番号3及び4についてでございますが、内容は鈴木委員が説明したとおりでございます。

本件は、第3種農地への建売住宅建設であり、信用、資力、周辺農地への影響について問題ないと思われます。したがって、許可相当と思われます。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。本件は許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認の申請について議題とします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。状況の報告を今宮推進委員に求めます。

今宮推進委員

地区担当推進委員の今宮です。

議案第4号、申請番号1について説明いたします。

こちらの申請は、令和3年10月26日付で千葉県から許可を受けた案件でございますが、許可後、将来的な会社規模の見直しに伴い、事務所の設計及び予算に変更が生じたため、計画変更の申請がありました。

地元としても特に問題ないかと思われます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

状況の報告が終わりました。

現地調査の報告を高野委員に求めます。

高野委員

議席番号3番、高野です。

先日、現地を確認してきました。議案第4号、申請番号1についてですが、概要は先ほど今宮推進委員の説明したとおりです。

本件は、第2種農地への事務所建設の計画変更であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。

したがって、許可相当と思われますので、よろしく御検討お願いします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

本件は許可相当として意見を付すことに御異議のない方の举手を求めます。

(举手全員)

議長

举手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第5号

議長

日程第8、議案第5号、農用地利用集積等推進計画案への意見聴取についてを議題とします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。本議案は、原案のとおり決定すべきものと意見を付すことで御異議のない方の举手を求めます。

(举手全員)

議長

举手全員です。本議案は原案のとおり決定すべきものと意

見を付すことに決定いたしました。

◎議案第6号

議長　　日程第9、議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関する意見について議題とします。
お諮りいたします。この議案は一括して審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長　　御異議なしと認めます。
この議案は一括審議といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長　　議案の説明が終わりました。
番号ごとに担当推進委員の報告を求めます。
番号1の報告を高宮推進委員に求めます。

高宮推進委員　地区担当推進委員の高宮です。
番号1について説明します。
更新です。
母、子2人で水稻の生産を行っております。
面積の全体7割をホールクロップサイレージとして、共同作業により生産コストを抑えるということです。
よろしくお願いします。

議長　　続きまして、番号2の報告を山下推進委員に求めます。

山下推進委員　番号2について説明します。
更新です。
こちら有機栽培にて小松菜、人参を中心に露地野菜の経営を行い、施設野菜を取り入れた複合経営にチャレンジしております。
また、年々、耕作地の規模を拡大しております。

よろしくお願ひします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。本議案を原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第7号

議長 日程第10、議案第7号、山武市農業委員会「農地等の利用の最適化推進に関する指針」（案）についてを議題とします。
事務局に議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。本議案を原案のとおり策定することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本議案は原案のとおり策定することに決定いたしました。
予定された日程は終了いたしましたが、机上に配付したとおり、追加案件の提出がありましたので、これを受理いたしました。これを追加日程第1号として、議題としたいと思ひ

ますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第8号を追加日程第1として議題に追加いたします。

◎議案第8号

議長 追加日程第1、議案第8号、令和6年度最適化活動の目標に対する点検評価についてを議題とします。
事務局の議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。本議案を原案のとおり決定することに御異議のない方の举手を求めます。

(举手全員)

議長 举手全員です。本議案は原案のとおり決定いたします。
以上で、本日予定した議案審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長 その他の件について、皆様から意見等ございましたらよろしくお願いします。

◎閉 会

議長 意見がございませんので、以上で本日の総会を閉会といたします。